

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年大磯町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第 3 条 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年大磯町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 4 条 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 5 条 大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年大磯町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 6 条 大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄